

県営造成施設管理体制整備促進事業 (県単)	事業主体 市町村	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
----------------------------------	----------	-----------------------

趣 旨

農業水利施設は、生活用水、景観、生態系保全等農業用水以外の機能（以下「多面的機能」という。）を有することから、地域が連携して施設の長寿命化と多面的機能の一層の発揮を基調とした管理体制の整備を図る取組みが必要となっている。

このため県と市町村が連携し県営造成施設の管理体制の整備を図るものである。

事業の内容

1 事業の内容

(1) 本事業は、県と市町村が連携を図り、県営造成施設又はこれと一体的に管理する必要のある施設（以下「県営造成施設等」という。）を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる全ての事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図るものとする。

- ① 管理体制整備計画策定事業
- ② 管理体制整備推進事業
- ③ 管理体制整備強化支援事業

(2) 管理体制計画策定事業は、地域における適正な管理水準、適切な管理体制、適正な費用分担等の目標及びその実現のために必要な取組、並びにこれらを定着させるための方策等非農家を含めた地域住民等による管理参画の組織化、施設管理協定の締結等とともに、管理体制整備計画書を毎年適切に更新する。

(3) 管理体制整備推進事業は、同事業の実施主体が管理体制整備推進協議会を設置し、推進協議会の活動などを通じた地域における多面的機能発揮のための合意形成を行う。

なお、当該協議会は、関係市町村及び関係土地改良区等を基本とし、必要に応じ、県、土地改良事業団体連合会その他関係団体をもって構成するものとする。

(4) 管理体制整備強化支援事業は、多面的機能の発揮や管理の高度化を対象とした管理の実践に対する支援を行う。（但し、農業生産活動に係るものは除く）

補助対象経費は、下記費目の合計額に多面的経費（37.5%）を乗じた額とする。

- ①操作運転費 ②点検整備費 ③施設管理費 ④施設費 ⑤調査費 ⑥油脂費
- ⑦電力料 ⑧整備補修費

(5) 事業実施期間は平成27年度から平成32年度までとする。

対象地区及び施設

事業の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設であること。

- (1) 対象地区は、県営造成施設で土地改良区の受益地であること。（国営附帯事業造成施設及び国営関連施設分は除く。）
- (2) 対象施設は、受益面積100ヘクタール以上の県営事業で造成されたダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路、排水樋管、及びこれらの施設と一体的に管理する必要のある施設。

事業主体

1 本事業の事業主体は、市町村とする。

負担割合

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	① 管理体制整備計画策定事業				補助なし
	② 管理体制整備推進事業	-	50 以内	50 以上	
	③ 管理体制整備強化支援事業	-	50 以内	50 以上	